

質疑応答集（高知県林業振興・環境部環境対策課）

【多量排出事業者】

Q 1 多量排出事業者について、参考となるマニュアルはありますか。

A 1 環境省の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）」が公表されていますので、詳しくは、以下に示す環境省ホームページ（平成22年改正廃棄物処理法「通知」）を参照してください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/index.html

Q 2 昨年度、建設工事で発生した産業廃棄物の排出量が1000トン以上であったため、多量排出事業者の計画書を作成する予定ですが、昨年度に受注した工事は全て終了し、昨年度から今年度にかけて継続している事業場がありません。計画書はどのように作成したらいいですか。

A 2 上記環境省マニュアル8頁目「当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い」のとおり、昨年度に受注した事業場の工事が昨年度で全て終了している場合、今年度は計画書の作成義務が生じないこととしておりますので、多量排出事業者の計画書等の作成、提出は必要ありません。

なお、昨年度に受注した工事が今年度にかけて1つでも継続している場合は、継続期間に関わらず、計画書を作成、提出してください。

【用語】

Q 1 計画書に記載の優良認定処理業者とは何ですか。

A 1 産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として、都道府県知事等の認定を受けている産業廃棄物処分業者です。

また、優良認定処理業者かどうかは、産業廃棄物処分業許可証の写しで優良マークが記入されていることを確認してください。

Q 2 計画書に記載の再生利用業者とは何ですか。

Q 2 廃棄物のうち原材料等の有用な資源として再利用している者です。

例えば、がれき類を破砕して再生砕石として販売している産業廃棄物処分業者、木くずを破砕して燃料用チップとして販売している産業廃棄物処分業者等です。

Q 3 認定熱回収業者とは何ですか。

A 3 熱回収（廃棄物を燃焼させた際に発生する熱を有効に利用すること）の機能を有する発電機及びボイラー等が設けられた焼却施設であって、都道府県知事等の産業廃棄物処理施設の設置許可及び熱回収の認定を受けている者です。

認定を受けている事業者は熱回収施設の認定証を有していますが、認定を受けていない事業者は、認定熱回収業者以外の熱回収を行う事業者となります。

【廃棄物の種類について】

Q 1 産業廃棄物の種類として、コンクリート破片、アスファルト破片及び廃石こうボードをそれぞれ記入していいですか。

A 1 工作物の解体工事で発生したコンクリート破片及びアスファルト破片は、全て「がれき類」として集計、記入してください。

また、コンクリートブロックの製造工程等で発生したコンクリートくず、及び解体工事で発生した廃石こうボードは、全て「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」としてください。

その他産業廃棄物の種類について、原則として別表に示すとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）に規定された産業廃棄物の種類にあてはめて記入していただくようお願いします。

Q 2 産業廃棄物の種類として工場廃水等の処理後に生じる含水紙くずを記入していいですか。

A 2 当該含水紙くずは製紙スラッジ（有機性汚泥）になりますので、産業廃棄物の種類は「汚泥」と記入してください。

Q 3 廃棄物の重量について、トンではなくて立米の単位で報告していいですか。

A 3 体積で把握している場合、別表の換算係数（参考値）によりトン表示に換算してください。

【計画書の記載事項について】

Q 1 第 1 面「事業場の名称及び所在地」は提出者の氏名及び住所と同じ意味ですか（以下、報告書も同じ）。

A 1 提出者とは法人の代表者だけでなく、事業場の代表者（工場長、支店長、工場管理者等）も該当しますが、事業場は廃棄物の発生現場となりますので、マニフェストに記載の事業場を参考に記入してください。

また、建設業の場合には事業場が複数存在しますので、「〇〇工事現場（高知市内を除く高知県内）」と記入していただいて構いません。

Q 2 第 1 面「事業の種類」とは何ですか（以下、報告書も同じ回答）。

A 2 例えば、建設業者は「建設業」、医療機関は「医療、福祉」等の業種が該当しますので、詳しくは、以下に示す統計局ホームページの日本標準産業分類の業種を基に記入してください。
(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>)

Q 3 第 1 面「廃棄物の一連の処理の工程」とは何ですか。

A 3 廃棄物の種類ごとに、廃棄物についての発生から最終処分（埋立）又は再生（再資源化）までの処理工程について、自己処理又は委託処理した場合も含めて記入してください。

(例1) 建設工事で発生したがれき類について、自ら収集運搬して再生利用業者（破碎処理）に委託し、処理後は再生砕石として再資源化される。

(例2) 建設工事で発生した木くず、紙くず及び繊維くずについて、収集運搬業者及び処分業者（焼却処理）に委託し、処理後の燃え殻は最終処分業者（埋立）で処理される。

(例3) 建設工事で発生した建設混合廃棄物（廃プラスチック類及び金属くずの混合物）は、収集運搬業者及び最終処分業者（埋立）に委託して処理する。

【報告書の記載事項について】

Q1 第1面「産業廃棄物処理計画における目標値」とは何ですか。

A1 昨年度に提出された計画書に記載している計画の目標値を記入してください。

なお、廃棄物の種類ごとに記入する必要はありませんので、合計した値を記入してください。

Q2 第2面の処理フロー図について、廃棄物の種類が2種類ある場合、1枚にまとめて記入していいですか。

A2 1枚にまとめず、廃棄物の種類ごとに第2面の処理フロー図を作成してください。

【計画書等の提出について】

Q1 社印のない計画書等を電子ファイルで提出することについて、問題ありませんか。

A1 通常、公的機関に提出する書類は電子ファイルで提出することができませんが、多量排出事業者に係る提出書類については、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）」で規定されていることから、電子ファイルでの提出が可能です。

その他、計画書等はホームページで公開するため、社印及び個人の氏名等は省略していただくようお願いします。

Q2 計画書等について、平成23年4月1日から新しい様式で提出することとなりましたが、昨年度の旧の様式で提出することはできますか。

A2 旧の様式は使用できませんので、新しい様式で提出してください。

Q3 今年度、初めて多量排出事業者該当したので、計画書及び報告書を提出していいですか。

A3 計画書の提出のみで構いません。報告書とは、昨年度に計画書を提出している場合に限り、その計画書に係る実績を報告していただくためのものです。

(別表)

(特別管理)産業廃棄物の種類	換算係数 [t/m ³]	(特別管理)産業廃棄物の種類	換算係数 [t/m ³]
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	1.48	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）	1.00
燃え殻	1.14	ゴムくず（天然ゴムに限る）	0.52
ばいじん（集塵施設で生じるもの）	1.26	廃プラスチック類	0.35
汚泥	1.10	金属くず	1.13
廃油	0.90	廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13	銲さい	1.93
廃石綿等	0.30	感染性産業廃棄物	0.30
建設混合廃棄物（内訳を記入） （性状に応じ、がれき類等の安定型産業廃棄物、木くず、紙くず及び繊維くずに該当）	0.26	廃電気機械器具（内訳を記入） （性状に応じ、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに該当）	1.00
【以下、業種指定あり（特定の業種から発生した場合のみ産業廃棄物に該当）】			
紙くず（建設業、「パルプ、紙又は紙加工品の製造業」、「製本業及び印刷物加工業」など）	0.30	木くず（建設業、「木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）」、貨物の流通のために使用したパレット（業種指定なし）など）	0.55
繊維くず（天然繊維に限る。）（建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）など）	0.12	動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）	1.00
動物のふん尿（畜産農業に限る）	1.00	動物の死体（畜産農業に限る）	1.00
動物系固形不要物（と畜場の獣畜及び食鳥処理場の食鳥に係るもの）	1.00		

【留意事項】

○産業廃棄物のうち、爆発性、毒性及び感染性等を有するものは、特別管理産業廃棄物として処理してください（例：引火性廃油、pH2.0以下の廃酸、感染性産業廃棄物、廃石綿等 など）。

○産業廃棄物に該当しないものは、一般廃棄物に該当しますので、排出現場を所管する市町村等が指定する処理方法に従って処理してください。

○2t車1台等の場合、積載した廃棄物の体積を推計のうえ換算係数を用いる方法があります。

○紙くず、木くず及び繊維くずに記載の建設業とは、工作物の新築、改築又は除去に伴う場合に限りです。